

議案第 39 号

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例

橋本市企業立地促進条例(平成19年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象施設 次に掲げる施設で、規則で定めるものをいう。 ア～オ 略 カ <u>特定物流施設</u></p> <p>(2) 新設 次のいずれかに該当するものをいう。 ア <u>市内に事業所を有しない者が市内で新たに、土地の取得若しくは賃借(以下「取得等」という。)をして対象施設を設置すること又は既設の建物の取得等により対象施設を設置すること。</u> イ <u>市内に事業所を有する者が当該事業と異なる業種の対象施設を設置するために市内で新たに、土地の取得等をして対象施設を設置すること又は既設の建物の取得等により対象施設を設置すること。</u></p> <p>(3) 増設 <u>市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的のために市内で新たに、土地の取得等をして当該事業所と同一業種の対象施設を設置すること又は既設の建物の取得等により当該事業所と同一業種の対象施設を設置すること</u>をいう。</p> <p>(4) 移設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で既存の事業所の全部又は一部を廃止し、<u>市内で新たに、土地の取得等をして対象施設を設置すること又は既設の建物の取得等により対象施設を設置すること</u>をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 投下固定資産総額 新事業所を新設又は増設するに当たり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額をいう。<u>ただし、第1号カに掲げる特定物流施設にあっては、土地を除く。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 対象施設 次に掲げる施設で、規則で定めるものをいう。 ア～オ 略</p> <p>(2) 新設 <u>市内に事業所を有しない者が新たに市内に対象施設を設置すること又は市内に事業所を有する者が当該事業と異なる業種の対象施設を市内に設置すること</u>をいう。</p> <p>(3) 増設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する<u>目的で市内に当該事業所と同一業種の対象施設を設置すること</u>をいう。</p> <p>(4) 移設 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で既存の事業所の全部又は一部を廃止し、<u>市内に新たに対象施設を設置すること</u>をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 投下固定資産総額 新事業所を新設又は増設するに当たり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額をいう。</p>

(9) 増加固定資産総額 新事業所を移設するに当たり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額から移設に際し既存の事業所の全部又は一部を廃止したことにより減少した土地、家屋並びに償却資産の合計額を減じて得た額をいう。ただし、第1号カに掲げる特定物流施設にあっては、土地を除く。

(10)・(11) 略

(奨励金の交付)

第3条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付するものとする。ただし、1の新事業所に関して交付することができるのは、当該奨励金のうちいずれか1つのみとする。

- (1) 工場等立地奨励金(前条第1号ア、ウ及びエに掲げる施設に限る。)
- (2) オフィス・研究施設経営支援奨励金(前条第1号イ及びオに掲げる施設に限る。)
- (3) オフィス・研究施設立地奨励金(前条第1号イ及びオに掲げる施設に限る。)
- (4) 特定物流施設立地奨励金(前条第1号カに掲げる施設に限る。)

2 略

3 第1項各号の奨励金については、次に掲げる場合は、交付しない。ただし、市長がやむを得ないと事前に認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 第1項第1号及び第4号に掲げる奨励金については、土地の取得等をした翌日から起算して1年以内に対象施設の新設等に係る建設に着手しない場合又は既設の建物の取得等をした翌日から起算して1年以内に対象施設の新設等に係る改築又は改修に着手しない場合
- (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる奨励金については、第4条の3に規定する協定を締結する日から起算して1年以内に対象施設を操業しない場合

(奨励金の交付額等)

第4条 奨励金の交付額は、前条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げるものについては、設置者が対象施設の新設等を行うに当たり取得した投下固定資産総額及び増加固定資産総額に係る固定資産税(新事業所での業務を開始した日以後に賦課されるものに限る。)の額に対して、同項第2号に掲げるものについては、設置者が対象施設の新設等を行うに

(9) 増加固定資産総額 新事業所を移設するに当たり取得した土地、家屋並びに新事業所の用に供するために取得した償却資産の合計額から移設に際し既存の事業所の全部又は一部を廃止したことにより減少した土地、家屋並びに償却資産の合計額を減じて得た額をいう。

(10)・(11) 略

(奨励金の交付)

第3条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付するものとする。ただし、1の新事業所に関して交付することができるのは、当該奨励金のうちいずれか1つのみとする。

- (1) 工場等立地奨励金(第2条第1号ア、ウ及びエに掲げる施設に限る。)
- (2) オフィス・研究施設経営支援奨励金(第2条第1号イ及びオに掲げる施設に限る。)
- (3) オフィス・研究施設立地奨励金(第2条第1号イ及びオに掲げる施設に限る。)

2 略

3 第1項第1号に掲げる奨励金については、用地又は建物を取得し、又は賃借した翌日から起算して1年以内に対象施設の新設等に係る建設、改築又は改修(以下「建設等」という。)に着手しない場合は、交付しないものとし、同項第2号及び第3号に掲げる奨励金については、第4条の3に規定する協定を締結する日から起算して1年以内に対象施設を操業しない場合は、交付しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと事前に認めた場合においては、この限りでない。

(奨励金の交付額等)

第4条 奨励金の交付額は、前条第1項第1号及び第3号に掲げるものについては、設置者が対象施設の新設等を行うに当たり取得した投下固定資産総額及び増加固定資産総額に係る固定資産税(新事業所での業務を開始した日以後に賦課されるものに限る。)の額に対して、同項第2号に掲げるものについては、設置者が対象施設の新設等を行うに当たり賃

当たり賃借した施設に係る賃借料(新事業所での業務を開始した日の属する月以後のものに限る。)の額に対して、それぞれ別表に掲げる区分により算定した額とする。

2 略

(計画書)

第4条の2 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等に係る計画書(投資計画、企業概要等を記載したもの)を次条に規定する協定の締結までに市長に提出しなければならない。

(協定)

第4条の3 奨励金の交付を受けようとする設置者は、第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる奨励金については、対象施設の新設等の建設、改修及び改築に着手するまでに、また、同項第2号の奨励金については、対象施設の新設等に伴う既設の建物の賃借開始日までに、当該新設等に係る協定を市と締結しなければならない。

(指定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設が法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分に配慮されたものであることのほか、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

(1) 工場等立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア)・(イ) 略

イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア)～(ウ) 略

(2) オフィス・研究施設経営支援奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

借した施設に係る賃借料(新事業所での業務を開始した日の属する月以後のものに限る。)の額に対して、それぞれ別表に掲げる区分により算定した額とする。

2 略

(進出計画書)

第4条の2 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等に係る進出計画書(進出計画、企業概要等を記載したもの)を次条に規定する協定の締結までに市長に提出しなければならない。

(協定)

第4条の3 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等の建設等に着手する日までに、当該新設等に係る協定を市と締結しなければならない。

(指定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設が法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分に配慮されたものであることのほか、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

(1) 工場等立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 当該新設又は増設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への新設又は増設であること。

(イ)・(ウ) 略

イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 当該移設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への移設であること。

(イ)～(エ) 略

(2) オフィス・研究施設経営支援奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 当該新設又は増設のために新たに賃借する建物への新設又

(ア)・(イ) 略

イ 略

(3) オフィス・研究施設立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設及び増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア)～(ウ) 略

イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア)～(エ) 略

(4) 特定物流施設立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 投下固定資産総額が10億円以上であること。

(イ) 対象施設における新規雇用者の数が5人以上であること。

(ウ) 和歌山県の誘致対象業種に該当して協定を和歌山県と締結すること。

イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 増加固定資産総額が10億円以上であること。

(イ) 当該移設に伴う新規雇用者の数が5人以上であること。

(ウ) 当該移設に伴い既存の事業所及び対象施設における雇用者の総数が5人以上増加すること。

(エ) 和歌山県の誘致対象業種に該当して協定を和歌山県と締結すること。

2～4 略

(申請)

第5条の2 略

2 前項の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める年度に行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる奨励金 当該奨励金の対象となる固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度

は増設であること。

(イ)・(ウ) 略

イ 略

(3) オフィス・研究施設立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 対象施設の新設及び増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 当該新設又は増設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への新設又は増設であること。

(イ)～(エ) 略

イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 当該移設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への移設であること。

(イ)～(オ) 略

2～4 略

(申請)

第5条の2 略

2 前項の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める年度に行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第3号に掲げる奨励金 当該奨励金の対象となる固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度

<p>(2) 略 附 則</p> <p>1・2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。</p>	<p>(2) 略 附 則</p> <p>1・2 略 (この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、<u>平成 36 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。</p>
--	---

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

種類	対象業種	投下固定資産 総額・増加 固定資産総額	新規 雇用者数	奨励金の額	交付 期間	累計 限度額
工場等立地 奨励金	製造業 物流関連業 宿泊業	5,000万円 以上	5人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5年	4億円
		50億円以上	25人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5年	8億円
		100億円以上	50人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5年	50億円
オフィス・ 研究施設経 営支援奨励 金	情報通信業 学術・研究 開発機関	—	5人以上 (注1)	施設賃借料の 30/100	3年	各年度 1,000万円
オフィス・ 研究施設立 地奨励金	情報通信業 学術・研究 開発機関	1,000万円以 上	5人以上 (注1)	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額の 60/100	3年	3,000万円
特定物流施 設立地奨励 金	特定物流施 設	10億円以上 (注2)	5人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5年	4億円
		50億円以上 (注2)	25人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5年	8億円
		100億円以上 (注2)	50人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5年	50億円

(注1)新規雇用者5人以上のうち、1人以上は大卒以上の者とする。

(注2)投下固定資産総額・増加固定資産総額には、土地は含まない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。